

水道料金・下水道使用料 消費税率引上げに伴う料金改定のお知らせ

上下水道料金等について

令和元年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられます。

これに伴い水道料金、下水道使用料および農業集落排水施設使用料につきましては、1月検針により確定した12月使用分の請求から消費税10%が適用されます。

消費税改定 10/1

1月検針 10%

区分	9月検針 9.20~10.13	10月	11月検針 11.20~12.13	12月	1月検針 1.20~2.13	2月	3月検針 3.20~4.13
料金請求	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
消費税率	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%

※令和元年9月30日以前から継続して水道をご利用のお客様は、令和元年10月1日以降の最初の検針分に限り、従前の税率（8%）が適用されます。

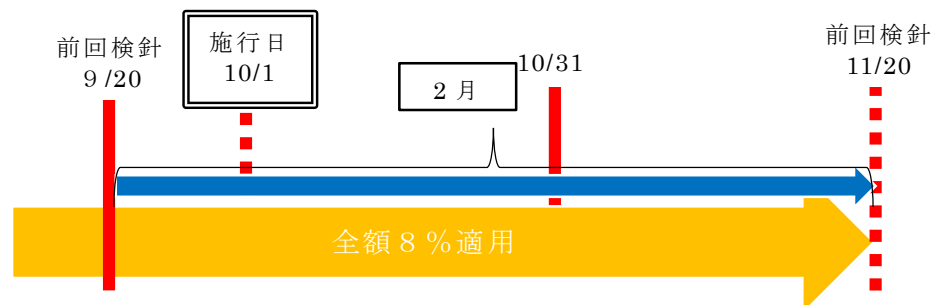
理由（消費税増税に伴う10%適用する月）

9月検針は7月20日から10月13日までの使用量に対し料金請求を行います。そのため、10月1日から13日までの使用量は、本来、10%の料金で請求出来ますが、その期間の使用量が明確にすることが出来なく、現状の料金請求は2月の平均により算出をしています。また、現状のシステムでは、請求を8%と10%に分けることが出来ないため、以上の理由から1月検針分（11月検針から1月検針の使用量）から10%にするものです。

<< Q & A >>

Q 1 11月検針分の請求の消費税率は10%にならないのか？

A 1 経過措置期間の後（11月1日以降）、初めての検針日が前回検針日より2月以内の場合、全額旧税率が適用されます。



Q 2 10月1日以降加入した場合の税率は？

A 1 税率は10%です。

Q 3 10月1日以降加入し、その後、閉栓した場合の税率は？

A 3 税率は10%です。

Q 4 9月30日以前から継続して水道を利用し、10月1日以降、閉栓した場合は？

A 4 税率は8%です。（A 1 参照）